

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から48年3月まで

国民年金には、母親が、私の代わりに加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていた。母親は、家族の保険料を納めていたもので、私の保険料だけ納めなかったとは思えない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付しているほか、申立期間当時、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親も、国民年金加入期間に未納は無いことから、申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日等から判断して、昭和48年9月に行われたと考えられることから、申立期間については、加入手続の時点で、過年度保険料として国民年金保険料を遡及納付する期間となるところ、申立人と同様、申立人の母親が国民年金加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の妹の納付状況をみると、遡及して国民年金被保険者資格を取得した期間について過年度納付を行っており、申立人の母親が、未納期間が生じないように保険料を納付していた状況がうかがわれる。

さらに、申立人と同時期にA市において国民年金に加入したとみられる、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の納付状況をオンライン記録等により確認すると、納付記録が確認できた被保険者のうち、申立人と同様、昭和48年3月以前に国民年金被保険者期間を有する被保険者については、同年4月以降について免除申請を行っている被保険者を除き、いずれも当該期間について過年度納付を行っている。

以上の状況に加えて、申立期間が短期間であることや、申立期間後の納付状況等を勘案すると、申立期間について、あえて国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準賞与額について、申立期間①は9万9,000円、申立期間②は25万円、申立期間③は34万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間④及び⑤に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間④の標準賞与額に係る記録を39万9,000円、申立期間⑤の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 8 月 10 日  
② 平成 18 年 12 月 15 日  
③ 平成 19 年 8 月 10 日  
④ 平成 20 年 8 月 8 日  
⑤ 平成 20 年 12 月 26 日

申立期間において賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されているが、標準賞与額に係る記録が無い。申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び事業主から提出された賞与支払明細書、及び事業主から提出された所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたこ

とが認められる。

しかしながら、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、事業主から提出された賞与支払明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は9万9,000円、申立期間②は25万円、申立期間③は34万円、申立期間④は39万9,000円、申立期間⑤は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間①、②及び③に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していない上、申立期間④及び⑤に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年6月25日

平成23年8月に、21年6月分から23年7月分までの賞与支払届を会社から年金事務所に提出したところ、申立期間については時効のため保険料を納付することができないと言われた。賞与明細書によれば、申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されているので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成21年6月の賞与明細書及びA社から提出された同年度源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出された賞与

明細書及び当該事業所から提出された賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人の申立期間に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出しており、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人に係る標準報酬月額の記録を、平成3年11月から4年9月までの期間を36万円、同年10月から5年9月までの期間を38万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から5年10月1日まで  
ねんきん定期便を確認したところ、A社での標準報酬月額が低額になっている。申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年10月から4年9月までは36万円、同年10月から同年11月までは38万円と記録されていたところ、同年12月3日付けで3年11月1日まで遡って26万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社において厚生年金保険被保険者となっている同僚22人についても、平成4年12月3日付けで申立人と同様に標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の経理担当元役員は、総務省年金記録確認B地方第三者委員会に申し立てられた当該事業所に係る先例事案の調査において、「当時、厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所から標準報酬月額の減額訂正を行うように言われ、代表取締役と相談して届出を行った。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の標準報酬月額を、平成3年11月から4年9月までは36万円、同年10月から5年9月までは38万円に訂正することが必要である。



## 三重国民年金 事案 1154

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年3月まで

結婚後に、夫が私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料についても納付してくれていた。年金手帳の国民年金の欄に「昭和55年4月1日」と記載されており、その日から納付済みであると信じていたが、そうではないと言われ、納付できないので調査してほしい。夫からは、保険料を遡って納めたようにも聞いている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年3月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられ、その時点で、申立期間は、過年度保険料として遡及しなければ国民年金保険料を納付することができない期間であるが、申立人に聴取しても、申立人の夫が保険料を遡及納付した時期や納付金額等の具体的な供述を得ることはできず、遡及納付の状況が不明である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1873

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 31 日から 43 年 5 月 5 日まで  
② 昭和 43 年 7 月 5 日から 46 年 10 月 23 日まで

年金記録を確認したところ、脱退手当金が支給されたことになっていたが、受け取った記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所が記載されており、厚生年金保険脱退手当金裁定伺の送金金融機関名欄に当該住所地近くの郵便局が記載されているなど、適正な事務処理が行われていることから、支払決定通知書が同住所地に送付されたものと考えられる上、請求書類には申立期間に係る事業所作成の退職所得の源泉徴収票が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。